

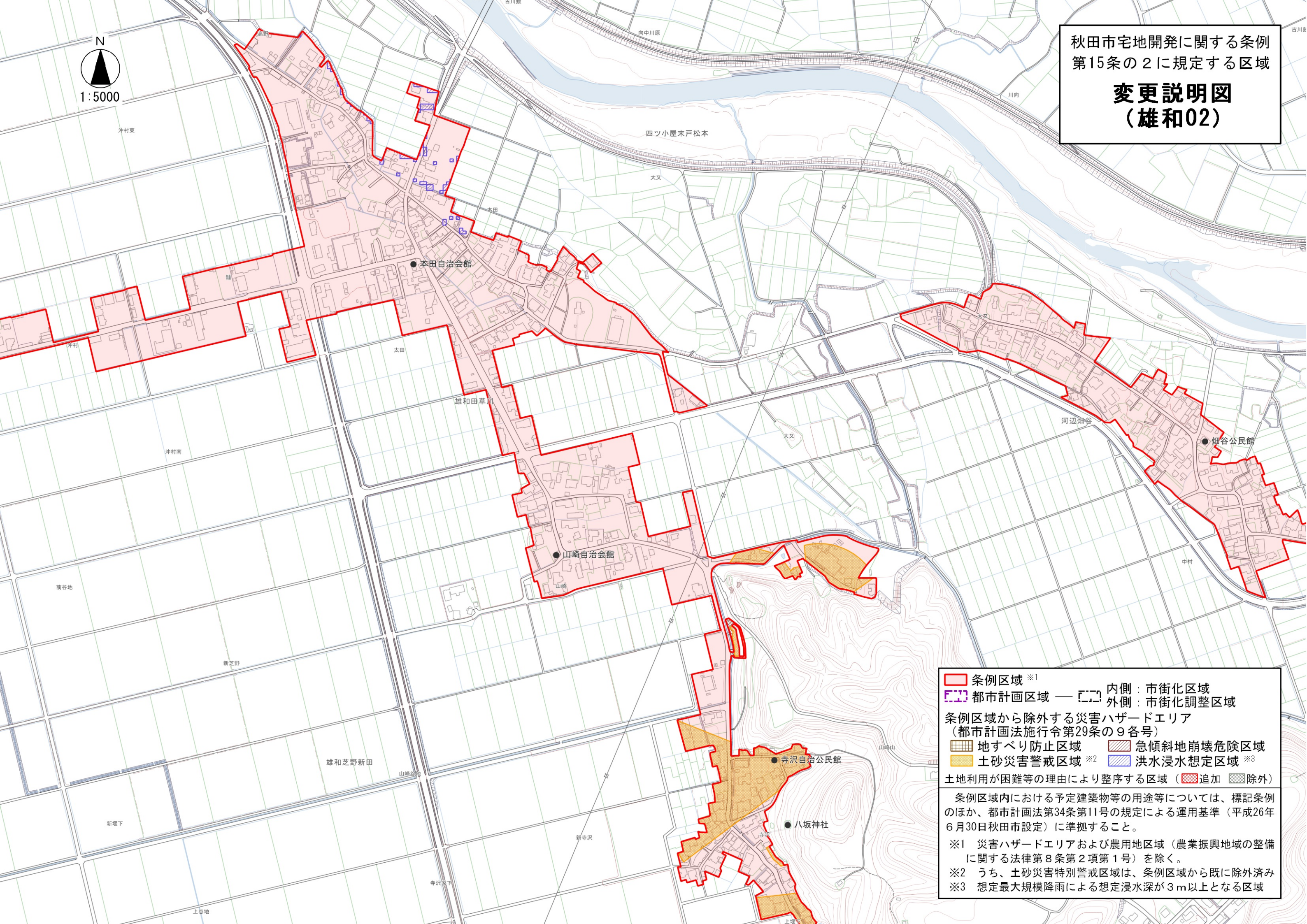
秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(雄和01)



条例区域 ※1
 都市計画区域 — 内側：市街化区域
 外側：市街化調整区域
 条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)
 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
 土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3
 土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
 ※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
**変更説明図
 (雄和02)**

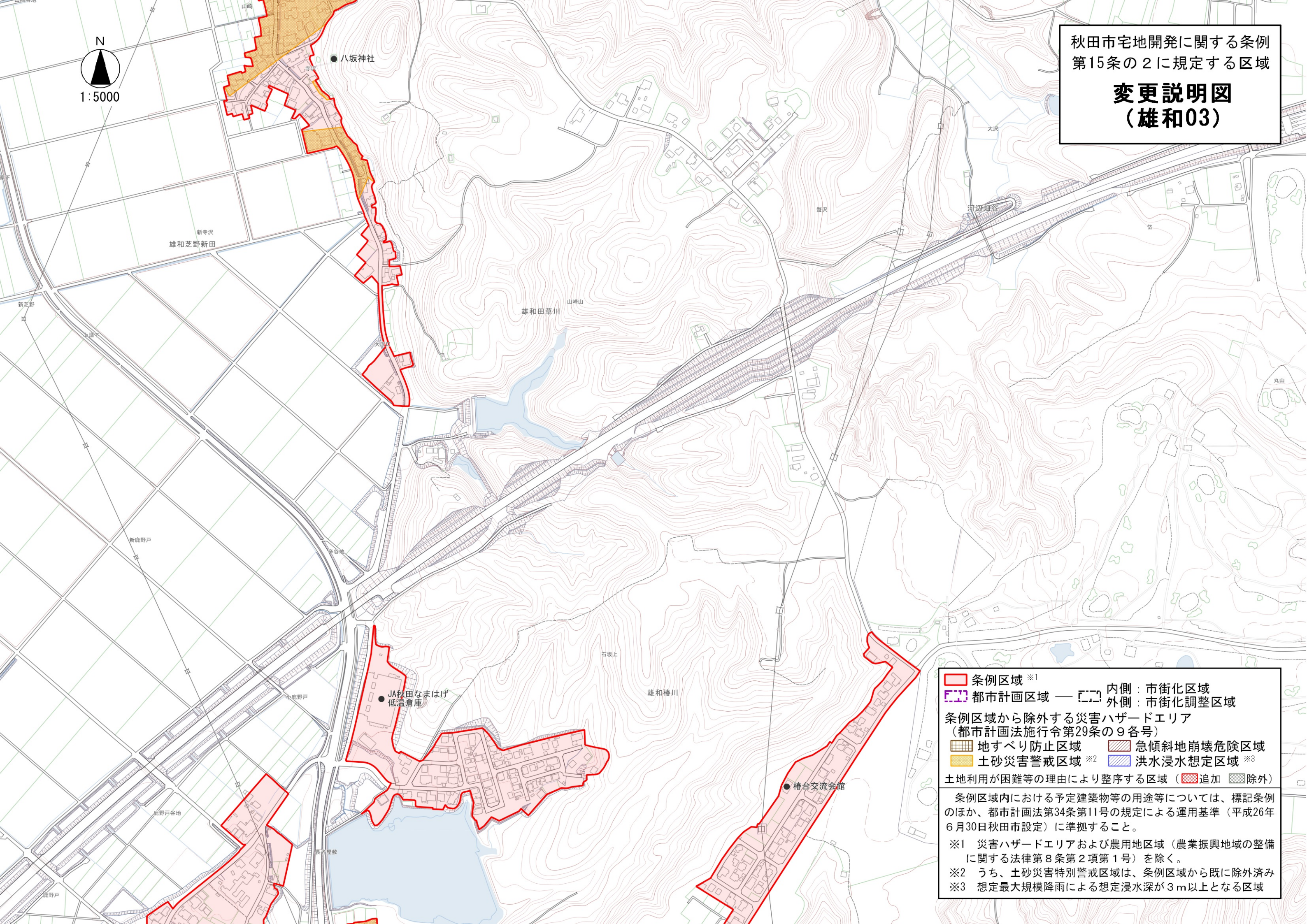


条例区域 ※1
 都市計画区域 — 内側：市街化区域
 外側：市街化調整区域
 条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)
 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
 土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3
 土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準(平成26年6月30日秋田市設定)に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)を除く。
 ※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
 ※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(雄和03)



条例区域 ※1

都市計画区域 — **内側：市街化区域** **外側：市街化調整区域**

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 **急傾斜地崩壊危険区域**

土砂災害警戒区域 ※2 **洪水浸水想定区域** ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準(平成26年6月30日秋田市設定)に準拠すること。

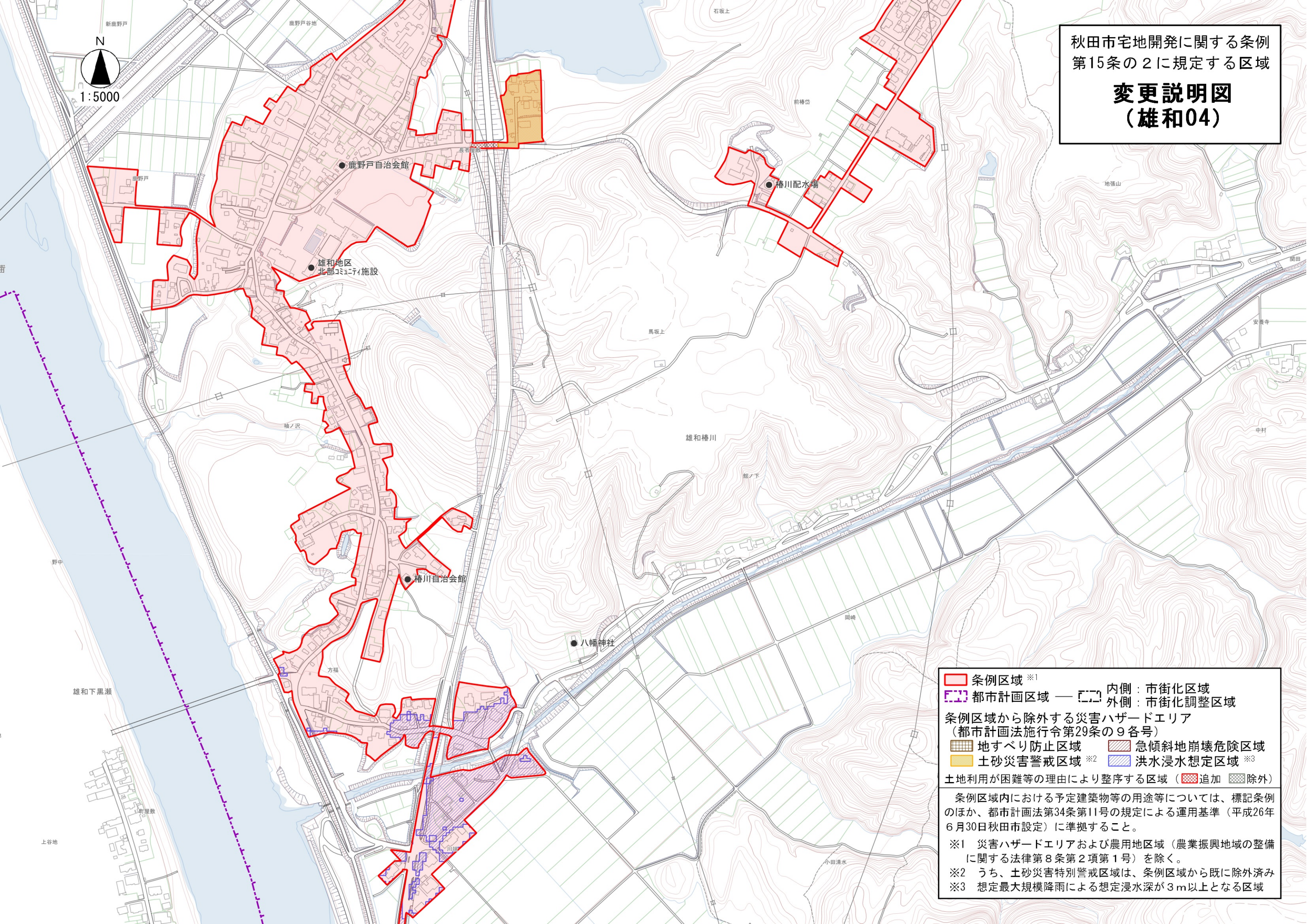
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
変更説明図
(雄和04)

N
 1:5000

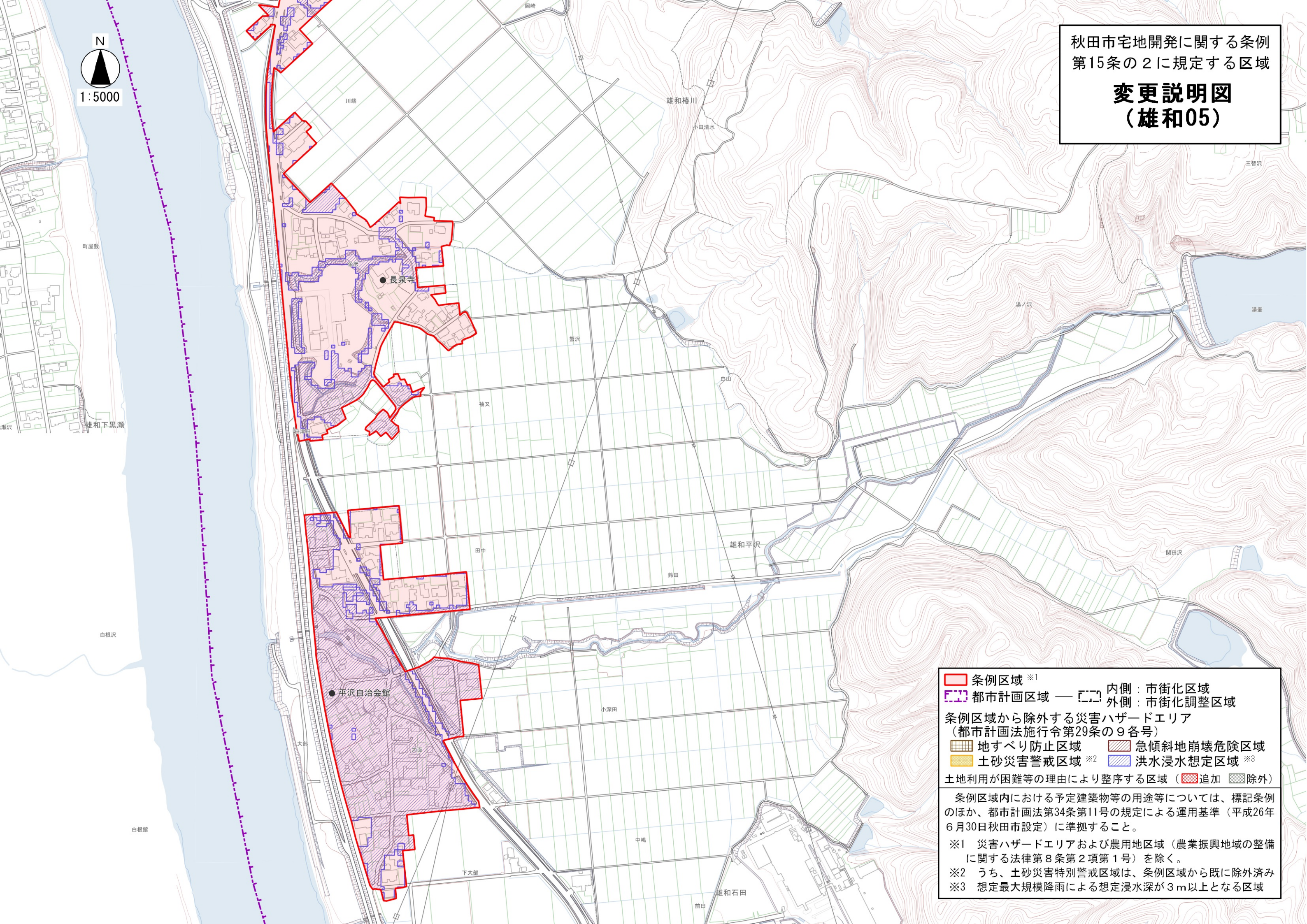


条例区域 ※1
 都市計画区域 — 内側：市街化区域
 外側：市街化調整区域
 条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)
 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
 土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3
 土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
 ※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
変更説明図
(雄和05)

N
 1:5000



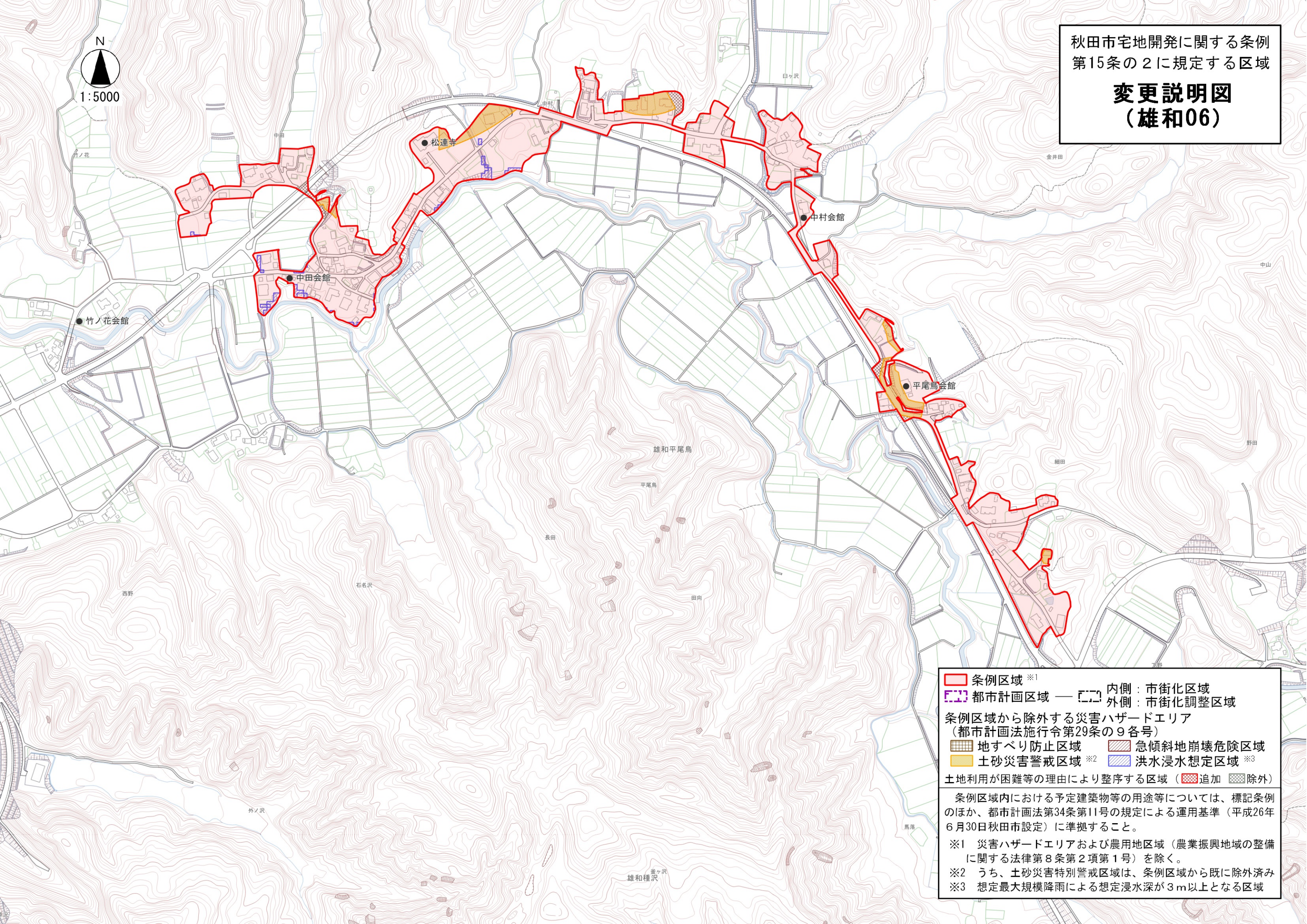
条例区域 ※1
 都市計画区域 — 内側：市街化区域
 外側：市街化調整区域
 条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)
 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
 土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3
 土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
 ※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図 (雄和06)

N
1:5000



条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

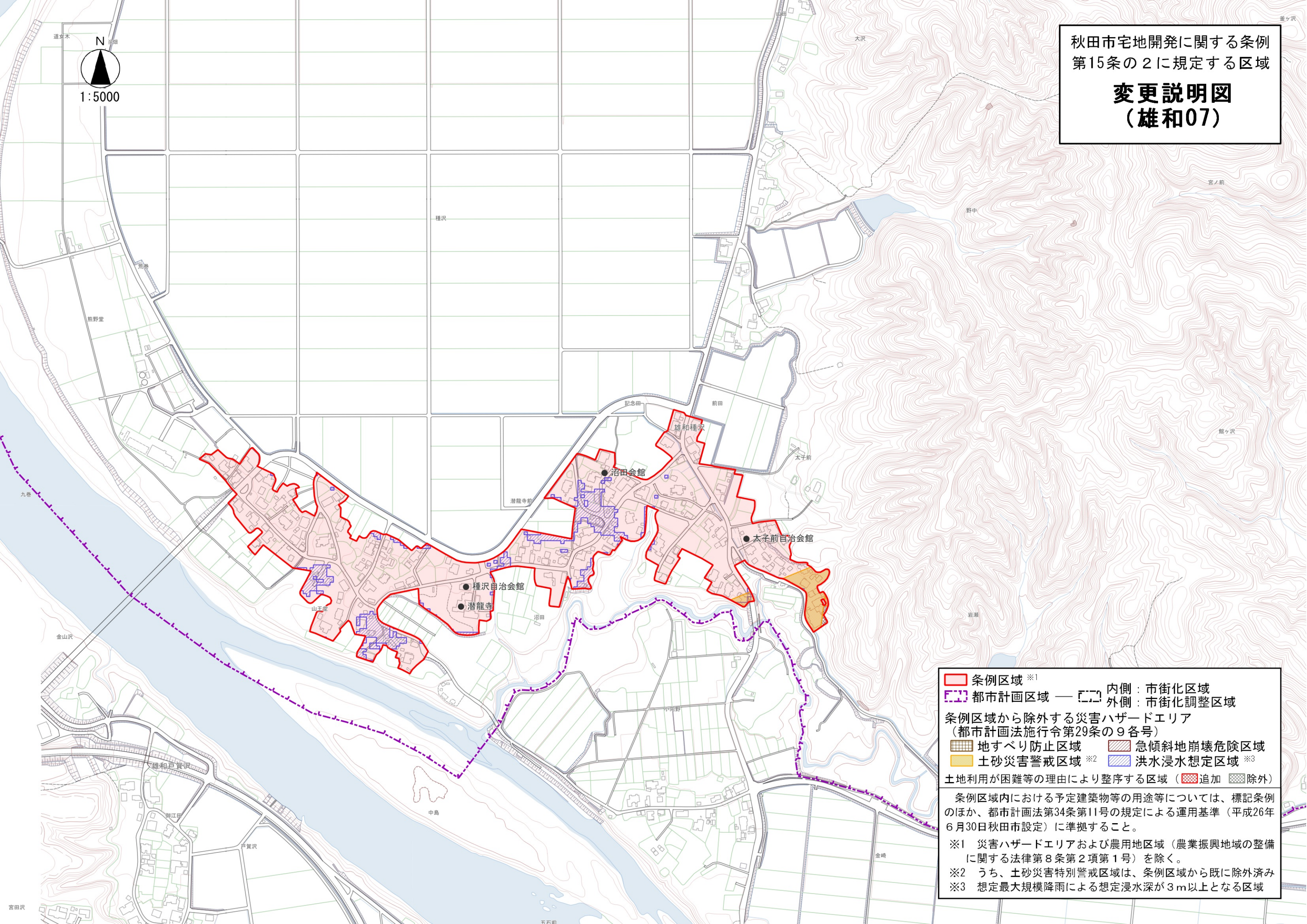
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準(平成26年6月30日秋田市設定)に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
 第15条の2に規定する区域
変更説明図
(雄和07)



条例区域 ※1
 都市計画区域 — 内側：市街化区域
 外側：市街化調整区域
 条例区域から除外する災害ハザードエリア
 (都市計画法施行令第29条の9各号)
 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
 土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3
 土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
 ※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域